

令和2年度山形県新・生活様式対応支援補助金（中小企業支援型）について

1 概要

本事業は、新型コロナからの経済回復に向け、中小企業・小規模事業者が新しい生活様式に対応するために行う前向きな設備投資等の取組みを後押しするため、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付するものです。

2 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業者（商工業者に限る）で、新型コロナによる多くの困難を乗り越え、新しい生活様式に対応するための前向きな設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者

※ 中小企業者の定義は、国が実施する令和元年度補正ものづくり補助金の公募要領（3次締切分）に準じます。

※ 令和元年度補正ものづくり補助金の応募を前提とはしておりません。

※ 同一の事業がものづくり補助金又は山形県中小企業スーパーサポート補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。

※ 同一の事業者が本補助金と令和2年度山形県新・生活様式対応支援補助金（小規模事業者支援型）に併願することはできません。

3 補助対象事業

中小企業者が新型コロナによる多くの困難を乗り越え、新しい生活様式に対応するために取り組む前向きな設備投資を伴うもの。

※ 設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具及び専用ソフトウェア・情報システムを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。

※ 補助対象経費が120万円以上となる事業が対象となります。

※ 補助対象経費の50%以上を県内事業者から調達する事業を優先採択します。

4 補助率・補助金額・補助対象経費

(1) 補助率 : 3/4以内

(2) 補助金額 : 90万円～450万円以内

(3) 補助対象経費

機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費
原材料費、外注費（店舗改装費等を含む）、知的財産権等関連経費、広告宣伝費・販売管理費
感染防止対策費、消耗品費

※ 消耗品費は、業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防を目的とした消耗品（消毒液やマスク、フェイスシールド等）の購入に係る経費で、補助対象となる経費は20万円（補助金額は15万円）を上限とします。ただし、消耗品費のみでの申請はできません。

※ 補助対象経費は4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能とします。

※ その他、補助対象経費の詳細については令和元年度補正ものづくり補助金の公募要領（3次締切分）に準じます。

(4) 採択予定件数 : 50件程度

5 スケジュール（予定）

事業実施期間：令和2年4月7日（火）（遡及適用）から令和3年2月12日（金）まで【期限厳守】

	実施予定時期
申請書受付開始	7月10日（金）
申請書提出締切	7月22日（水）
事業採択決定	9月上旬
交付決定	9月中旬

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する可能性があります。

※ 事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

山形県中小企業団体中央会（山形県新・生活様式対応支援補助事業（中小企業支援型）事務局）

〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階 TEL.023-665-1077

URL : <https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/shinseikatsu/>